

保育士加配支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安全で質の高い保育を確保するため、市町村（中核市を除く。以下同じ。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所及び同法第34条の15第2項の規定により認可された家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育のみ）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼保連携型認定こども園（市町村長が設置するものを除く。以下「民間保育所等」という。）における国の配置基準以上に保育士を配置する取組を支援する際に要する経費に対して、予算の範囲内で保育士加配支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、令和5年8月24日5こ家第242号長野県県民文化部長通知「保育士加配支援事業の実施について」の別添「保育士加配支援事業実施要綱」に基づき、市町村が実施する次の事業とする。

- (1) 乳児保育士加配支援事業
- (2) 1歳児保育士加配支援事業

(補助金の交付額)

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 施設ごとに、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、種目ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請は、保育士加配支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、保育士加配支援事業所要額内訳表（様式第2号）、保育士加配支援事業事業計画書（様式第2号別紙1-1）、職員配置計画表（様式第2号別紙1-2）及び歳入歳出予算書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容の変更（交付決定額の 20%以内又は 10 万円未満の減額の変更を除く。）をしようとするときは、すみやかに知事に報告して、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに知事に報告して、その承認を受けること。
- (3) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておくこと。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 8 号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

（変更承認申請書等）

第 6 第 5 の（1）及び（2）の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類（様式第 3 号）を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 保育士加配支援事業補助金変更承認申請書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 保育士加配支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

（事前着手）

第 7 やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した保育士加配支援事業補助金事前着手届（様式第 4 号）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第 8 規則第 12 条に規定する実績報告は、保育士加配支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（交付請求）

第 9 市町村が補助金の交付を受けようとするときは、保育士加配支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を提出するものとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

（補助金の返還）

第 10 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える額について県に返還することを命ずる。

（その他）

第 11 事業の実施に必要な事項については、この要綱に定めるほか、別に定める。

(書類の提出等)

第 12 規則及びこの要綱に基づき提出する書類は、正副 2 部とし、所轄保健福祉事務所長を経由して知事へ提出するものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年度に限り、この要綱の施行前に市町村が第 2 に規定する補助対象事業を実施している場合は、第 7 に規定する保育士加配支援事業補助金事前着手届の提出があったものとみなす。
- 3 令和 5 年度に限り、以下の条件をすべて満たす場合は補助率を 10 分の 10 以内とする。
 - (1) 市町村から補助対象施設への補助額が補助対象施設が補助対象となる保育士の配置に要する経費の 2 分の 1 以下。
 - (2) 総事業費及び対象経費が基準額の 2 分の 1 以下。